

手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和元年5月23日

姫路市公園整備課

【 目 次 】

1 公募型プロポーザル実施の目的	1
2 業務の概要	1
3 契約及び支払い条件	1
4 参加資格要件	2
5 参加表明書の提出	2
6 質問及び回答	3
7 企画提案書等	3
8 審査及び評価	4
9 審査結果及び契約	5
10 企画提案書の無効・参加資格の喪失	6
11 その他留意事項	6
12 スケジュール	7
13 担当課	7
別紙1 特定テーマ	8

1 公募型プロポーザル実施の目的

姫路市（以下、「本市」という。）では、「手柄山スポーツ施設整備基本計画」に基づき、手柄山中央公園内のスポーツ施設の整備・運営事業（以下、「本事業」という。）にPFI（BTO方式）の導入を予定している。本事業を適正かつ確実に推進するため、整備・運営主体となる民間事業者（以下、「事業者」という。）の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定、契約締結に至るまでの一連の業務に係る支援を実施するアドバイザー業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、広く提案を募集し、最も適切な者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務

(2) 委託期間

下記のとおり年度ごとに業務単位を設定する。業務単位ごとの業務内容については、別紙「手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

年 度	業務単位	委託期間
令和元年度	手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務（その1）	契約締結日より 令和2年3月31日まで
令和2年度	手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務（その2）	令和2年4月1日より 令和3年3月31日まで
令和3年度	手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務（その3）	令和3年4月1日より 令和4年3月31日まで

(3) 委託予定額

各年度の上限価格は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は10%で算出している。）

令和元年度	12,000,000円
令和2年度	16,000,000円（予定額）
令和3年度	10,000,000円（予定額）

3年間の合計 38,000,000円（予定額）

3 契約及び支払い条件

本業務の受託者と手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務（その1）において契約を行い、同業務（その2）及び同業務（その3）においても、各年度の予算成立後、予算の範囲内で随意契約により業務委託契約を締結する予定。

なお、諸般の事情により、本市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において業務委託料または履行期間を変更する必要があるときは協議により定めるものとする。

業務委託料の支払いは業務単位ごとに、業務完了後、一括払いとする。

4 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 本公告の日から本業務委託契約時まで、姫路市登録業者指名停止措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象者に該当しないこと。
- (5) 消費税、地方消費税及び法人税並びに姫路市税に滞納がない者
- (6) 平成31年度姫路市業者登録名簿の業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」、「建築コンサル関係」、「調査、研究、企画」のいずれかに登録されている者
- (7) スポーツ施設等整備に係るPFI事業導入可能性調査又はPFIアドバイザー業務について実績を有すること。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
ア 参加表明書	様式1	納税証明書
イ 会社概要	様式2	会社パンフレット
ウ 業務実績	様式3	契約及び業務完了を証するものの写し
エ 業務実施体制	様式4	
オ 配置予定者調書	様式5	

※「ウ 業務実績」に記載する業務については、可能な限り本業務との類似性を重視して選定すること。

※上記様式は、姫路市ホームページからダウンロードして使用すること。

※納税証明書は、国税は税務署様式その3の3、市税は業者登録用納税証明書を添付すること。なお、市税は姫路市に納税義務がない場合は、不要とする。

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和元年5月23日（木）午前9時から同月31日（金）午後5時まで

イ 提出先及び提出方法

本要領13に掲げる担当課へ持参又は送付（共に提出期間内必着）

(3) 提出部数

正本1部、副本（全て写し）10部

(4) 参加資格の通知

ア 通知内容

参加表明書の提出者全員に、参加資格の有無について確認された旨を通知する。

イ 参加資格の通知

令和元年6月5日（水）郵送予定

6 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式6）を使用し、実施要領及び仕様書に関する事項に限る。

(2) 質問方法

ア 提出期間

令和元年6月7日（金）午前9時から同月13日（木）午後5時まで

イ 提出先及び提出方法

本要領13に掲げる担当課へ持参又は送付（共に提出期間内必着）

(3) 回答方法

令和元年6月18日（火）午後5時までに、本市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式等
ア 企画提案書表紙	様式7
イ 業務の実施方針	任意様式 A3 横長片面で1枚
ウ 特定テーマに対する提案書	任意様式 特定テーマごとにA4 縦長片面で1枚
エ 工程表	任意様式 A3 横長片面で1枚
オ 業務見積書	任意様式 本要領2(2)に示す業務単位ごとの見積金額を記載し、積算内訳書を添付すること

※「エ 工程表」については3カ年分記載すること。

※「オ 業務見積書」に記載する見積額は消費税及び地方消費税を含み、税率は10%で算出すること。

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和元年6月21日（金）午前9時から同月27日（木）午後5時まで

イ 提出先及び提出方法

本要領13に掲げる担当課へ持参又は送付（共に提出期間内必着）

(3) 提出部数

正本1部、副本（全て写し）10部

(4) 特定テーマについて

本要領7（1）ウの作成にあたって、別紙1に記載する①～③の3つの特定テーマについて提案を行うこと。なお、本市指定の特定テーマへの提案以外に、本市にとってより効果的・効率的となる提案があれば、独自にテーマを設定し提案を行うこと。

8 審査及び評価

(1) 選定委員会の設置

「手柄山スポーツ施設整備等事業に係るPFIアドバイザー業務委託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を行う。

(2) 書類審査

企画提案書の提出が多数あった場合には、選定委員会において、本要領8（4）に定める選定基準（オの項目は除く）により本要領5（1）及び7（1）に示す提出書類の書類審査を実施し、プレゼンテーションの対象者を上位から5者程度に制限する。プレゼンテーションの対象者に選定された者には、下記のプレゼンテーションへの参加を書面にて通知する。なお、プレゼンテーションの対象とならなかった者についても、書面にてその旨を通知する。

通知書は令和元年7月5日（金）までに郵送する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

企画提案書についてプレゼンテーション等を実施する。原則として、配置予定者が出席することとし、出席人数は3名以内とする。また、プレゼンテーション等の時間は1社あたり、プレゼンテーションの時間が20分以内、質疑応答の時間が10分程度とする。

(4) 選定基準

企画提案書等の評価項目及び配点（選定委員一人あたり）は、次表に掲げるとおりとする

評価項目		主な評価基準	配点
ア 企業実績等	業務実績	国又は地方公共団体が発注したPFI導入可能性調査及びPFIアドバイザー業務の元請としての受注実績が十分にあるか	5点
	実績の活用	過去の実績が十分に評価でき、実績に基づくノウハウ・経験を本業務に活かせる可能性が高いか	5点

イ 配置予定者	保有資格及び実績	配置予定者が、本業務に関係する資格や実績を有しているか	10点
ウ 業務実施方針	業務理解度	業務内容及び課題を十分に理解し、業務の実施方針等は適切なものとなっているか	10点
	実施体制の的確性	業務内容や業務量に見合った実施体制となっているか	10点
	実施計画の妥当性	実現可能な工程及び作業内容が明確に示されているか	10点
エ 特定テーマ等に対する提案	整備事業間の調整方法についての留意点等	関連する事業、工事との調整方法について、十分に理解し、留意点等は適切なものとなっているか	5点
	施設運営体制の整理方法	施設の現状把握と周辺のスポーツ施設との連携など施設の運営体制の整理方法は適切なものとなっているか	5点
	レジャープールの事業スキームの実現性	レジャープールの整備と管理について、実効性のある事業スキームを構築させるため、PFI事業者への提案のさせ方は適切なものとなっているか	5点
	独自テーマ	上記の他、本市にとってより効果的・効率的となる提案や事業者が提案するサービス等があるか	5点
オ プレゼンテーション	取組意欲及び説明能力	作成資料は見やすく、提案内容の説明がわかりやすいか 質問に対し適切な応答を行い、積極的に業務目的を遂行しようとする姿勢はあるか	20点
カ 業務見積額	令和元年度見積額 令和2年度見積額 令和3年度見積額の合計額	10点 × (全提案中最低の見積合計額 / 見積合計額) ※上記算定方式で得られた結果の小数点以下を切り捨て、整数とする。	10点
合 計			100点

9 審査結果及び契約

(1) 契約候補者の決定

選定委員会の選定結果を基に、高得点者から順位を決定し、最高得点を得た1者を契約候補者として決定する。なお、最高得点者が複数の場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を決定する。

(2) 結果の通知

選定結果については、令和元年7月中旬に全提案者に文書で結果を通知するとともに、契約候補者については、本市ホームページにて公表するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(3) 契約

本市は、契約候補者として特定された者と本要領3に示した内容で契約交渉を行うが、辞退その他の理由により該当契約候補者と契約できない場合は、次順位の者から順に契約交渉を行う。

10 企画提案書の無効・参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 各年度の見積額が本要領2(3)に示す各年度の委託上限額を超えた場合
- (4) 本要領4に示す参加資格の要件を欠くことになった場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (7) 様式5に記載した配置予定者は、特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (8) 提案にあたって著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (9) 本業務を受注した者（資本及び人事面等において関連を持つと認められる者を含む）は、この契約の対象となる事業が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条に基づく特定事業として選定された場合は、同法第8条に定める民間事業者の選定に応募または参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員または協力企業となることはできない。

12 スケジュール

実施内容	実施期間
公告及び実施要領の公表	令和元年5月23日(木)
参加表明書受付期間	令和元年5月23日(木)～5月31日(金)
参加資格通知	令和元年6月5日(水) 郵送予定
質問受付期間	令和元年6月7日(金)～6月13日(木)
質問回答日	令和元年6月18日(火)
企画提案書受付期間	令和元年6月21日(金)～6月27日(水)
プレゼンテーション参加通知	令和元年7月5日(金) 郵送予定
プレゼンテーション	令和元年7月中旬
結果通知	令和元年7月中旬
契約締結	令和元年7月下旬

13 担当課

〒670-8501

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市建設局公園部公園整備課手柄山中央公園整備推進室

TEL：079-221-2422

FAX：079-221-2593

電子メール：koenseibi@city.himeji.hyogo.jp

特定テーマ

① 整備事業間の調整等について

本事業の計画地の北側において、JR新駅が整備されることから、新駅自由通路へのペデストリアンデッキの接続など新駅整備事業との調整が必要となります。また、手柄山という立地環境などを考慮しながら、適切に事業を推進していく必要があります。

そこで、令和7年度を整備目標とする本事業において、事業を円滑に推進するため、他事業との調整等について、どのような留意点及び着目点があるかをお示してください。

② 施設運営体制の整理方法について

現在、手柄山中央公園周辺のスポーツ施設については、本市スポーツの拠点施設として市民を中心に多くの利用があります。

そのなかでも、総合スポーツ会館は、(一財)姫路市まちづくり振興機構が指定管理者として、市内スポーツ施設の使用受付を行うなど総合的に施設の管理業務を行っております。

新たに整備する体育館や屋内プールについても、引き続き、周辺施設との連携と(一財)姫路市まちづくり振興機構の管理ノウハウを活用しながら、円滑に施設の管理、運営を行っていく必要があります。

そこで、現状のスポーツ施設の管理運営状況を勘案し、周辺のスポーツ施設との連携のあり方をどのように整理していくかをお示してください。

③ レジャープールの事業スキームについて

現在、レジャープールの年間利用者数は12万人となっており、夏季のレクリエーション施設として人気の施設となっています。

新たなレジャープールについては、限られた事業敷地のなかで規模縮小はやむを得ないと考えており、民間企業の意見を参考にするなどしてプール機能や夏季以外の利用を検討する必要があります。

そこで、レジャープールの機能を民間提案に委ねるなかで、レジャープールの整備と管理について、実効性のある事業スキームをPFI事業者にどのように提案させていくかをお示してください。